

第156期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第156期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」…………… 1頁
- ② 連結計算書類の「連結注記表」…………… 2頁
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」……………14頁
- ④ 計算書類の「個別注記表」 ……………15頁

株式会社 荏原製作所

当社は、第156期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ebara.co.jp/about/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>）に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

連結株主資本等変動計算書

2020年1月1日から

2020年12月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	79,155	74,848	141,675	△174	295,504
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△4,473	—	△4,473
会計方針の変更を反映した当期首残高	79,155	74,848	137,201	△174	291,030
当期変動額					
新株の発行	296	296			592
剰余金の配当			△5,713		△5,713
親会社株主に帰属する当期純利益			24,473		24,473
連結範囲の変動			525		525
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	296	296	19,284	△3	19,873
当期末残高	79,451	75,144	156,486	△178	310,903

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰上損	延シ益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額			
当期首残高	233	△24	△2,891	△9,168	△11,852	1,132	7,043	291,827
会計方針の変更による累積的影響額								△4,473
会計方針の変更を反映した当期首残高	233	△24	△2,891	△9,168	△11,852	1,132	7,043	287,353
当期変動額								
新株の発行								592
剰余金の配当								△5,713
親会社株主に帰属する当期純利益								24,473
連結範囲の変動								525
自己株式の取得								△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△30	△30	△3,389	630	△2,819	△366	428	△2,757
当期変動額合計	△30	△30	△3,389	630	△2,819	△366	428	17,116
当期末残高	202	△54	△6,280	△8,538	△14,671	765	7,472	304,470

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	96社
主要な連結子会社の名称	株式会社荏原エリオット 荏原冷熱システム株式会社 株式会社荏原電産 株式会社荏原風力機械 荏原環境プラント株式会社 株式会社荏原フィールドテック 株式会社荏原エージェンシー EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA. 荏原機械（中国）有限公司 荏原機械淄博有限公司 嘉利特荏原泉業有限公司 Ebara Engineering Singapore Pte.Ltd. Ebara Pumps Europe S.p.A. Elliott Company Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd. 荏原冷熱システム（中国）有限公司 青島荏原環境設備有限公司 Ebara Technologies Incorporated 上海荏原精密機械有限公司 Ebara Precision Machinery Korea Incorporated 台湾荏原精密股份有限公司 Ebara Precision Machinery Europe GmbH

(2) 連結の範囲の変更

連結の範囲に関する重要性の判断基準に従って、EBARA MACHINERY INDIA PRIVATE LIMITED、株式会社むさしのEサービス、株式会社イー・シー・イー他23社を連結の範囲に含めており、また、新たに設立した株式会社さくEサービス、Ebara Pumps Mexico, S.A. de C.V.、株式会社ななおEサービス、荏原イノベーションパートナーズ株式会社、株式会社こさいEサービスを連結の範囲に含めています。

(3) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

持分法を適用した関連会社数 1社

水ing株式会社

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社

該当事項はありません。

持分法を適用しない関連会社

Ebara Philippines Landholdings, Inc.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は、その当期純損益及び利益剰余金等のいずれも重要性が乏しいため持分法の適用の範囲から除いています。

(3) 持分法を適用した関連会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社は、決算日が3月31日であるため、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、EBARA MACHINERY INDIA PRIVATE LIMITED他17社の決算日は3月31日です。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

② 無形固定資産及び投資その他の資産（リース資産を除く）

主として、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しています。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

⑥ 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

⑦ 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

② 重要なヘッジ会計の方法

i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び借入金

iii) ヘッジ方針

当社の内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

iv) ヘッジの有効性評価の方法

上記 ii) に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記 ii) に係る為替変動リスク

ヘッジ取引ごとにヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しています。また重要性の乏しいものについては当該勘定が生じた期の損益として処理しています。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しています。

iii) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準等の適用指針」（企業会計適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

⑥ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 一定期間にわたり充足される履行義務

従来、工事契約に関して、進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、少額かつごく短期な工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しています。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識し、少額かつごく短期な工事については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(2) 一時点で充足される履行義務

従来、精密・電子事業の半導体製造装置に関して、客先での設置が完了した時点で収益を認識していましたが、客先での設置完了後の性能確認が完了した時点で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当連結会計年度の売上高が4,805百万円増加し、売上原価は2,895百万円増加し、販売費及び一般管理費は516百万円減少し、営業利益及び経常利益、並びに税金等調整前当期純利益がそれぞれ2,425百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は4,473百万円減少しています。なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は29.31円減少し、1株当たり当期純利益が17.62円増加しています。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「その他」に含めて表示していた「流動負債」の「前受金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては独立掲記しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物

3,302百万円

その他

956百万円

計

4,258百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金

104百万円

長期借入金

15百万円

計

120百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

220,972百万円

3. 保証債務

(1) 従業員の銀行借入に対する保証

33百万円

(2) 非連結子会社及び関連会社の銀行借入等に対する保証

該当事項はありません

(3) 公益財団法人 荏原 畠山記念文化財団の銀行借入に対する保証

153百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	95,129,853	261,600	—	95,391,453

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加261,600株は、新株予約権の行使による増加147,500株、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加88,500株、業績連動型株式報酬としての新株式発行による増加25,600株です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	2,853	30.00	2019年12月31日	2020年3月30日
2020年8月11日 取締役会	普通株式	2,859	30.00	2020年6月30日	2020年9月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2021年3月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	5,722	利益剰余金	60.00	2020年12月31日	2021年3月29日

3. 新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く) の目的となる株式の種類及び数

新株予約権	普通株式	324,000株
-------	------	----------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等の長期的な必要資金を銀行借入や社債発行等により調達しています。短期的な運転資金は、必要額を銀行等から調達し、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しています。また、デリバティブは、実需に基づきリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。為替の変動リスクについて、当社は、外貨建の債権債務をネットしたポジションに対して、外貨借入又は外貨預金を利用してヘッジしており、連結子会社は、為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金、MMF、金融機関及び取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほとんどが1年以内に決済されます。その一部には、原動機等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、総じて同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。また、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されている一部の借入金について、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引があります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「②重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、当社は、内部規程である債権管理規程に基づき、財務部門と営業部門が連携して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、同様の管理を行っています。

満期保有目的の債券は、内部規程である資金運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少です。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

為替の変動リスクに対しては、外貨建の債権債務を通貨別に把握した上で、外貨借入と外貨預金でヘッジしています。また、外貨建の債権債務に対して、先物為替予約を利用してヘッジしています。なお、為替相場の状況により、予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建債権債務に対しても、先物為替予約でヘッジを行っています。金利の変動リスクに対しては、金利スワップ取引でヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については、内部規程である金融商品管理規程に基づき、連結子会社を含めて適用し管理を行っています。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部門が資金繰計画を作成及び更新するとともに、事業状況に応じた適正規模の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しています。また代替流動性となるコミットメントラインも一定量を確保しており、流動性リスクに対処しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	121,996	121,996	—
(2) 受取手形及び売掛金	187,289		
(3) 電子記録債権	11,374		
貸倒引当金（*1）	(2,387)		
	196,275	196,227	(48)
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,058	1,058	—
(5) 支払手形及び買掛金	(60,508)	(60,508)	—
(6) 電子記録債務	(69,230)	(69,230)	—
(7) 短期借入金	(28,056)	(28,056)	—
(8) 社債	(20,000)	(20,074)	(74)
(9) 長期借入金	(26,666)	(26,721)	(54)
(10) デリバティブ取引（*2）	(44)	(44)	—

（*1）貸倒引当金は全額を控除しています。なお、貸倒引当金は、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金に対する控除科目として一括し掲記しています。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっています。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、譲渡性預金は短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(8) 社債並びに(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(10)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(10) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引の時価の算定方法は、取引金融機関等から提示された価格等に基づき計算しています。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(9)参照）。

（注2）非上場株式・関係会社株式等（連結貸借対照表計上額12,742百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」に含めていません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,106円10銭
2. 1株当たり当期純利益	256円85銭

収益認識に関する注記

売上収益

顧客との契約について、当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、ポンプやコンプレッサなどの回転機械を中核とした風水力事業、都市ごみ焼却施設をはじめとする環境プラント事業、半導体製造装置に関わる機器・装置を製造する精密・電子事業の各分野にわたり製造、販売、工事、保守等を行っています。

(1) 風水力事業

風水力事業においては、主にカスタム及び標準ポンプ、コンプレッサやタービン、冷凍機や冷却塔及び関連システム、その他送風機や、電気、情報通信、エネルギーなどの制御設備の製造、販売、工事、保守サービスを行っています。

風水力事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡または検収時点であると当社は判断しています。

風水力事業における工事請負契約及び保守契約については、主として、次の要件のいずれかに該当し、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

- ① 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。
- ② 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。
- ③ 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

これらについては、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて、工事期間にわたって売上高を認識します。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出し(インプット法)、履行義務の結果を合理的に測定できないが、当該履行義務を充足するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲でのみ売上高を計上することにより、当社グループの履行を忠実に描写しています。

(2) 環境プラント事業

環境プラント事業においては、廃棄物処理施設に関連した製造、販売、工事、保守サービスを行っています。

環境プラント事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡または検収時点であると当社は判断しています。

環境プラント事業における工事請負契約及び保守契約については、主として、次の要件のいずれかに該当し、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

- ① 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。
- ② 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。
- ③ 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

これらについては、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて、工事期間にわたって売上高を認識します。進捗度は、見積総原価に対す

る実際原価の割合で算出し(インプット法)、履行義務の結果を合理的に測定できないが、当該履行義務を充足するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲でのみ売上高を計上することにより、当社グループの履行を忠実に描写しています。

(3) 精密・電子事業

精密・電子事業においては主にドライ真空ポンプ及びCMP装置の製造、販売、保守サービスを行っています。

精密・電子事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡または検収時点であると当社は判断しています。

売上高は顧客との契約において約束された対価から、値引き、遅延損害金等を控除した金額で測定しています。変動性がある値引き等を含む変動対価については、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ売上高を認識しています。また、当社グループでは、契約開始時に、顧客に財またはサービスを移転する時点と顧客が対価を支払う時点までの期間が1年以内であると見込まれるため、対価に係る金利要素について調整を行っていません。

その他の注記

(追加情報)

1. 新型コロナウイルス感染症拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大は世界的に継続し、現時点でもなお大きな脅威として存在し、予断を許さない状況が続いています。一方で、“withコロナ”と呼ばれる感染予防と経済活動の共存に向けた動きは活発化しており、社会・産業インフラの需要は一時期に比べて改善しています。

同感染症による当社グループの事業への影響は限定的であり、翌連結会計年度は、事業環境が底堅く推移すると仮定し会計上の見積りを行っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が当該前提と乖離する場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 取得による企業結合

当社グループは、2020年12月14日開催の取締役会において、トルコポンプメーカーVansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş. と Vansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş. を傘下に持つ Çiğ li Su Teknolojileri A.Ş. の全発行済株式を取得することを決議し、2020年12月21日に株式譲渡契約を現株主との間で締結しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

Çiğ li Su Teknolojileri A.Ş.

Vansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.

Vansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş.

事業の内容 深井戸モータポンプおよび縦型ポンプの製造販売

② 企業結合を行った主な理由

欧州、中央アジア、中東、アフリカ市場へのアクセスを強化するとともに、グローバル市場における荏原のサプライチェーンを充実させ、標準ポンプ事業の拡大を図るため。

③ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ 取得した議決権比率

取得した議決権比率100%

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得するため。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価 現金 105百万米ドル (概算)
取得原価 105百万米ドル (概算)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2020年1月1日から
2020年12月31日まで

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	79,155	83,083	83,083	91,421	91,421
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	△1,079	△1,079
会計方針の変更を反映した当期首残高	79,155	83,083	83,083	90,342	90,342
当期変動額					
新株の発行	296	296	296		
剰余金の配当				△5,713	△5,713
当期純利益				23,254	23,254
自己株式の取得					
自己株式の処分			-		
自己株式の消却			-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	296	296	296	17,540	17,540
当期末残高	79,451	83,379	83,379	107,883	107,883

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△17	253,643	47	47	1,132	254,822
会計方針の変更による累積的影響額	-	△1,079	-	-	-	△1,079
会計方針の変更を反映した当期首残高	△17	252,564	47	47	1,132	253,743
当期変動額						
新株の発行		592			-	592
剰余金の配当		△5,713				△5,713
当期純利益		23,254				23,254
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分	-	-				-
自己株式の消却	-	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△47	△47	△366	△413
当期変動額合計	△3	18,129	△47	△47	△366	17,716
当期末残高	△20	270,693	-	-	765	271,459

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社及び関連会社株式

総平均法による原価法

其他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、原材料及び貯蔵品

総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しています。

(5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

(6) 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

(7) 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準等の適用指針」（企業会計適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び借入金

③ ヘッジ方針

内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

上記②に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記②に係る為替変動リスク

ヘッジ取引ごとにヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

(3) 連結納税制度の適用

連結計算書類の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ⑥ 連結納税制度の適用」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 一定期間にわたり充足される履行義務

従来、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、少額かつごく短期な工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しています。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識し、少額かつごく短期な工事については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(2) 一時点で充足される履行義務

従来、精密・電子事業の半導体製造装置に関して、客先での設置が完了した時点で収益を認識していましたが、客先での設置完了後の性能確認が完了した時点で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当事業年度の売上高が6,445百万円増加し、売上原価は4,969百万円増加し、販売費及び一般管理費は269百万円減少し、営業利益及び経常利益、並びに税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,745百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は1,079百万円減少しています。なお、当事業年度の1株当たり純資産額は1.38円増加し、1株当たり当期純利益が12.71円増加しています。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

- (1) 前事業年度において独立掲記していましたが「流動資産」の「前渡金」、「短期貸付金」、「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。
- (2) 前事業年度において独立掲記していましたが「有形固定資産」の「車両運搬具」、「工具、器具及び備品」、「リース資産」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。
- (3) 前事業年度において独立掲記していましたが「無形固定資産」の「特許権」、「リース資産」、「施設利用権」、「電話加入権」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。
- (4) 前事業年度において独立掲記していましたが「投資その他の資産」の「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。
- (5) 前事業年度において独立掲記していましたが「流動負債」の「リース債務」、「未払金」、「前受金」、「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。
- (6) 前事業年度において独立掲記していましたが「固定負債」の「リース債務」、「長期未払金」、「資産除去債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。

(損益計算書)

- (1) 前事業年度において独立掲記していましたが「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。
- (2) 前事業年度において独立掲記していましたが「営業外費用」の「社債利息」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	117,889百万円
2. 保証債務	
(1) 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証	31百万円
(2) 関係会社の銀行借入等に対する保証	7,261百万円
連結会社	
Elliott Company	6,664百万円
株式会社荏原電産	471百万円
Ebara Thermal Systems (Thailand) Co.,Ltd.	120百万円
EBARA PUMPS SAUDI ARABIA LLC	4百万円
連結会社計	<u>7,261百万円</u>
(3) 公益財団法人 荏原 畠山記念文化財団の銀行借入に対する保証	153百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	50,097百万円
関係会社に対する長期金銭債権	542百万円
関係会社に対する短期金銭債務	28,946百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	65,334百万円
仕入高	24,193百万円
営業取引以外の取引高	24,068百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	5,784	14,638	—	20,422

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加14,638株は、単元未満株式の買取りによる増加1,338株、譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加13,300株です。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	847百万円
赤字工事進行基準による売上損失	514百万円
退職給付引当金	1,653百万円
税務上の繰越欠損金	1,253百万円
投資有価証券等評価損	51百万円
関係会社株式評価損	2,400百万円
たな卸資産評価損	3,889百万円
固定資産除却損	1,070百万円
減価償却費	650百万円
完成工事補償等引当金	1,877百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,083百万円
未払金	699百万円
その他	2,080百万円
繰延税金資産小計	18,072百万円
評価性引当額	△12,398百万円
繰延税金資産合計	5,674百万円
繰延税金負債	
その他	723百万円
繰延税金負債合計	723百万円
繰延税金資産の純額	4,951百万円

関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 荏原エリオット	所有 間接100%	・当社がコンプレッサ・タービン等を購入 ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を借入 ・役員1名兼任	資金の貸付(注3) 受 取 利 息 資金の借入(注3) 支 払 利 息	△2,115 1 △2,512 6	短期借入金	2,512
子会社	株式会社 荏原フィールドテック	所有 直接100%	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装置の販売及びアフターサービス ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を借入	売 上	20,780	受 取 手 形 売 掛 金 電子記録債権	2,838 5,041 6,009
子会社	荏原環境プラント株式会社	所有 直接100%	・当社がポンプ・ポンプ部品を販売 ・当社が工場での電力を調達 ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を借入 ・役員1名兼任	資金の借入(注3) 支 払 利 息	△3,374 31	短期借入金	10,545
子会社	Elliott Company	所有 間接100%	・当社がコンプレッサ・タービン等を購入 ・当社が債務を保証 ・当社が資金を貸付 ・役員3名兼任	債務保証(注4)	6,664	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しています。
2. 資金の貸付及び借入の利率は、市場金利を勘案して決定しています。
3. 資金の貸付及び借入は、CMS(キャッシュマネジメントシステム)による取引であり、取引金額は当期首残高からの増減額を表示しています。
4. 債務保証は、銀行借入等の債務保証を行ったものであり、保証料を受領しています。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,838円32銭
2. 1株当たり当期純利益 244円06銭

収益認識に関する注記

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

その他の注記

(追加情報)

1. 新型コロナウイルス感染症拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大は世界的に継続し、現時点でもなお大きな脅威として存在し、予断を許さない状況が続いています。一方で、“withコロナ”と呼ばれる感染予防と経済活動の共存に向けた動きは活発化しており、社会・産業インフラの需要は一時期に比べて改善しています。

同感染症による当社の事業への影響は限定的であり、翌事業年度は、事業環境が底堅く推移すると仮定し会計上の見積りを行っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が当該前提と乖離する場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 取得による企業結合

当社は、2020年12月14日開催の取締役会において、トルコポンプメーカーVansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.とVansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş.を傘下に持つÇiğ li Su Teknolojileri A.Ş.の全発行済株式を取得することを決議し、2020年12月21日に株式譲渡契約を現株主との間で締結しました。

詳細については、「連結注記表 その他の注記（追加情報）」をご参照ください。